

エコマーク商品類型 No.105

## 「工業用繊維製品 Version2.9」

### 認定基準書

#### —適用範囲—

工業用繊維製品（ベルト、重布類、袋、包装布、結束材、ファスナ、油吸着材、畳資材、ホース類、タバコフィルタ、合皮基布、電気資材、自動車内張、土木用繊維資材など）、総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「レース生地及び不織布のうち、不織布およびフェルト」、「その他紡織基礎製品のうち網、策及び条」および「網地」。

制 定 日     2003年 6月 20日  
最新改定日   2012年 7月 13日  
有 効 期 限   2020年 3月 31日

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## エコマーク商品類型 No.105 「工業用繊維製品 Version2.9」 認定基準書

(公財) 日本環境協会

エコマーク事務局

### 1. 認定基準制定の目的

商品類型 No.105 「再生 PET 樹脂を使用した工業用繊維製品」は、1997 年の制定以来、認定商品数が大幅に増加してきた。

そこで、本商品類型は、これまでの再生 PET 樹脂を使用した繊維製品だけでなく、新たにリサイクル繊維などの使用や引き取り・リサイクルシステムの整備を基準に採り入れ、繊維から繊維へのリサイクルに力点を置くこととし、且つリサイクル製品の普及促進による循環型社会の円滑な発展を図ることを目的とした上で、1996 年より導入したライフサイクルの概念に則ってエコマークの商品類型見直しを行った。

また、繊維製品は染料や漂白剤をはじめとした様々な化学物質が使用されている。これまでのエコマーク商品類型では無漂白製品、無染色や草木染などの天然染料によって染められた製品を推奨することにより、化学物質の使用削減に努めてきた。健康や環境との関わりを考えると、特にホルムアルデヒドなどの加工剤について配慮すべき点があり、資源の観点に加えて、化学物質の扱いについても整理した。

### 2. 適用範囲

工業用繊維製品（ベルト、重布類、袋、包装布、結束材、ファスナ、油吸着材、畳資材、ホース類、タバコフィルタ、合皮基布、電気資材、自動車内張、土木用繊維資材など）、総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「レース生地及び不織布のうち、不織布およびフェルト」、「その他紡織基礎製品のうち網、策及び条」および「網地」。

エコマーク商品類型 No.123 「建築用製品」（壁紙、障子紙など）など、機能としての商品類型が設定されているものは、該当商品類型で扱う。

### 3. 用語の定義

リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。ここでは、リサイクルにケミカルリサイクル繊維を含むものとする。エネルギー回収（サーマルリサイクル）は含まない。
プレコンシューマ素材	合成高分子製品や合成繊維製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ素材	使用後に廃棄された PET ボトルなどの合成高分子製品や合成繊維製品。使用済みの梱包材料を含む。
未利用繊維	コットンリッターおよび紡績時に発生する短繊維などからなる繊維。
コットンリッター	綿の繊維のうち、開花後 4～12 日頃に遅れて突起をはじめた短い地毛。

廃植物繊維	農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣（通常は廃棄される茎など）を原料とする繊維。
リサイクル繊維	反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維。ただし、ここでは織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずおよび使用済み衣服などから反毛工程を経ず直接撚糸した繊維を含む。これらを使用した製品の中には、不織布端材を直接撚糸したタフトカーペット、古布を引き裂いて細い糸状とし織物とした裂き織りなどがある(平成 17 年 10 月現在)。
反毛繊維	織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずおよび使用済み衣服など（ここでは裂き織りなどを含む）による反毛材からなる繊維。
ポリマーリサイクル繊維	ポストコンシューマ素材およびプレコンシューマ素材の再生処理フレークまたは、ペレットなどを利用してリサイクルされた樹脂からつくられた繊維。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステル素材の使用済み製品およびプレコンシューマ素材のポリマを解重合して得たモノマを原料として重合して得たポリマからなる繊維。
リサイクル布	検品による不良布、古着および古布を裁断した布。
オゾン漂白	オゾンの酸化漂白力を応用し、通常の漂白方法に比べ低い温度で繊維と反応させ、精練漂白加工を行う方法。

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4-1.環境に関する基準と証明方法

(1) 製品は、以下のa、b、cまたはdの要件のいずれかに適合すること。

a. 製品全体の総質量（繊維部分質量とし、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属を除く）に占める未利用繊維、リサイクル繊維、リサイクル布または廃植物繊維の質量割合が表1の基準配合率を満たすこと。なお、再生材料を使用した小付属は製品全体の総質量およびリサイクル繊維の質量として基準配合率に含めてよい。

表 1 繊維毎の製品全体の総質量に対する基準配合率

繊維の種類	基準配合率	
未利用繊維	70%以上	
リサイクル繊維	反毛繊維	70%以上
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上 樹脂量として再生 PET、再生 PE または再生 PP などが 50%以上となること
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上 モノマ量として再生モノマが 50%以上となること
	ポリマーリサイクル繊維とケミカルリサイクル繊維を複合して使用する場合は、以下の計算式による配合率が、基準配合率 50%を満たすこととする。 $(A \times B + C \times D) / 100$ A=ケミカルリサイクル繊維材料の製品全体での比率 (%) B=ケミカルリサイクル繊維材料中の再生モノマ配合率 (%) C=ポリマーリサイクル繊維材料の製品全体での比率 (%) D=ポリマーリサイクル繊維材料中の再生樹脂配合率 (%)	
その他 糸くず、裁断くず、使用済み衣服などから反毛工程を経ず、直接撚糸した繊維	50%以上	
リサイクル布	100%	
廃植物繊維	10%	

- b. 繊維部分が綿 100%の製品（ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属および製品全体の総質量の 10%以下のポリウレタン繊維（ゴム糸）の編込などを除く）であること。且つ、無漂白綿、過酸化水素漂白綿またはオゾン漂白綿であって、蛍光増白剤を使用していないこと。なお、無漂白、過酸化水素漂白で使用可能な薬剤は下表のとおりとする。オゾン漂白は薬剤の使用を必要最小限にとどめ、過剰に使用しないこと。

表 仕上げ加工工程での使用可能薬剤一覧

過酸化水素漂白(精練・漂白が同一工程)	1 糊抜き	使用可能 熱水・クエン酸、酢酸・塩・酵素（プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど）・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤
	2 精練・漂白	使用可能 熱水・酵素（プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど）・クエン酸、酢酸・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤 ソーダ灰・1.5%(純分として)以下の過酸化水素。ただし、酵素または熱水、クエン酸、酢酸によって除去し、最終の布地に残渣を残さないこと。

無漂白(精練・漂白が別工程)	1 糊抜き	規定せず
	2 精練	漂白は行わないこと  精練に使用可能 熱水・酵素（プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど）・クエン酸、酢酸・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤

c. 繊維部分が綿などの天然繊維100%の製品（ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属および製品全体の総質量の10%以下のポリウレタン繊維（ゴム糸）の編込などを除く）であること。且つ、有機栽培のものであること。

d. 製品は、使用後に引き取り、リサイクルされること。申込者は、使用後に不用品となった製品の引き取り、リサイクルされる仕組みを整えていること。製品のうちでリサイクルできない部分は、これを環境に調和した方法でエネルギー回収すること。また、使用後引き取り、リサイクルされること、および引き取りを要請する際の連絡先を製品本体に表示すること。販売先が特定されているなどの理由により周知が容易に行える場合はカタログ、ホームページなどへの表示で代えることも可とする。

#### 【証明方法】

選択肢a、bおよびcについては、紡績事業者の発行する原料証明書を提出すること(bは使用薬剤を報告すること。オゾン漂白は、薬剤使用量についても報告すること。cは綿花生産地の適格な機関発行の認証書と取引時に発行されるインボイス、パッキングリストあるいは納品書を添付すること。解説A-8参照。)。ただし、生地などにエコマーク認定品を使用する場合は、当該生地などの「ブランド名」、「認定番号」および「型式」を付属証明書に記載することで、原料証明書に代えることができる。

選択肢dについては、別紙に規定する引き取り、リサイクルまたは環境に調和したエネルギー回収の体制が整備されていること（引き取りシステム、処理能力、処理内容、製品のリサイクル容易設計など）の説明として広域認定制度の認定書類の写しなどを提出すること。また、回収を周知するための表示部分を提出すること（エコマーク環境情報表示とエコマーク使用契約者名、認定番号の表示部分など）。

(2) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。  
 なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

**【証明方法】**

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に係る環境法規等の一覧

2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策(今後の予防策)

5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (3) 製品の各種加工(防かび、蛍光増白、難燃、柔軟、衛生、抗菌、製品漂白)について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。毛製品は上記加工についての配慮に加え、ディルドリン・DTTB使用加工については厚生省令34号（30ppm以下）へ適合していること(別表1参照)。また、難燃剤を使用する場合は、ポリブロモビフェニル（PBB）、ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）、短鎖塩素化パラフィン（鎖状C数が10-13、含有塩素濃度が50%以上）の難燃剤を含まないこと。抗菌剤を使用する場合は、一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク等の認定を受けていること。

**【証明方法】**

製品の加工の有無を付属証明書に記載すること。加工がある場合は、付属証明書に従って加工剤の種類および使用量などを報告すること。毛製品はディルドリン・DTTB使用加工の有無を記載し、加工がある場合は、厚生省令34号への適合について説明すること。抗菌剤を使用する場合は、一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

- (4) 製品のホルムアルデヒドの含有は、300ppm以下であること。ただし、屋外に設置される製品は本項目を適用しない。

**【証明方法】**

製品のホルムアルデヒドの含有について、第三者試験機関または自社などによる試験結果を提出すること。

- (5) 製品に使用する染料において、別表1の①、②、③に定める染料を処方構成成分として添加していないこと。羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。

**【証明方法】**

製品を染色する工場長の発行する証明書を提出すること。

- (6) 製品は、ハロゲン系元素で構成される樹脂（本項では繊維としての樹脂および後加工を指す。着色材、フッ素系添加剤は本項目を適用しない）の使用のないこと。

**【証明方法】**

付属証明書にハロゲン系元素で構成される樹脂の使用の有無を記述すること。

- (7) 使い捨て製品ではないこと。

**【証明方法】**

解説D-1に示す使い捨て商品にあたるものであるか否か、付属証明書に具体的に説明記述すること。

- (8) 自然環境中に放置される製品は、合成繊維および合成樹脂の使用のないこと。ただし、法規または公的規格により使用が義務づけられている製品は本項目を適用しない。

**【証明方法】**

解説D-4に示す自然環境中に放置される製品にあたるものであるか否か、付属証明書に具体的に説明記述すること。

**4-2.品質に関する基準と証明方法**

- (9) 製品の品質については、日本工業規格、該当工業会規格または自主規格などに従うこと。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

**【証明方法】**

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、品質管理者の発行する自己証明書を提出すること。

**5. 商品区分、表示など**

- (1) 商品区分(申込単位)はブランド名毎とし、4-1.(1)に規定する a、b、c または d の選択肢

毎とする。なお、選択肢 a を選択し、複数の型式がある場合は、表 1 で算出した繊維配合率の差が 20%以内であれば同一商品区分として扱う。

- (2) マーク下段表示は、別表 2 に示す環境情報表示とする。環境情報表示は、1 段または 2 段表示を矩形枠で囲んだものとする。〇〇%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。ただし、「エコマーク使用の手引」(2011 年 3 月 1 日制定施行)に従い、マークと認定情報による表示 (B タイプの表示) を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

エコマーク商品類型 No.105「再生 PET 樹脂を使用した工業用繊維製品」、または No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」の認定商品であって、2005 年 4 月 1 日以降に本商品類型で使用契約を締結する認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

- (3) エコマークの表示方法は、「エコマーク使用の手引」に従うこと。

2003 年 6 月 20 日	制定 (Version2.0)
2003 年 10 月 7 日	改定 (ポリマーリサイクル繊維)
2003 年 12 月 26 日	改定 (エコマーク使用方法)
2004 年 4 月 8 日	改定 (ポリマーリサイクル繊維とケミカルリサイクル繊維との複合使用)
2004 年 7 月 1 日	改定 (下段表示の取扱いについて Version2.1)
2004 年 11 月 1 日	改定 (有効期限の設定)
2005 年 5 月 13 日	改定 (エコマーク下段表示について Version2.2)
2005 年 10 月 28 日	改定 (その他リサイクル繊維を追加 Version2.3)
2006 年 4 月 28 日	改定 (解説 Version2.4)
2006 年 10 月 19 日	改定 (6.(2) 下段表示の取扱い修正 Version2.5)
2007 年 10 月 5 日	改定 (有効期限の延長)
2008 年 6 月 20 日	改定 (廃植物繊維、オゾン漂白追加 Version2.6)
2008 年 8 月 21 日	改定 (環境法規遵守基準の改定 Version2.7)
2011 年 3 月 1 日	改定 (マーク表示について Version2.8)
2012 年 7 月 13 日	改定 (難燃剤、抗菌剤について Version2.9)
2014 年 2 月 1 日	改定 (有効期限の延長)
2020 年 3 月 31 日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定または本商品類型の廃止を行うものとする。



別表1 繊維製品における化学物質の基準

以下に示す物質について、対象製品毎の基準値に示す条件に適合すること。

記号1に定める物質については、防かび加工がなされている製品について、加工剤を記述すること。記号2に定めるホルムアルデヒドについては、厚生省令34号に定める試験結果を異なる生地毎に提出すること。記号3に定める物質については、毛製品について、当該物質の厚生省令34号への適合を説明する証明書を提出すること。記号4に定める物質については、防炎加工がなされている製品について、加工剤を記述、もしくは防炎物品または防炎製品であることの証明書を提出すること。

記号	名称	基準値	試験方法	対象製品
1	有機水銀化合物 トリフェニルメチル化合物 トリブチルメチル化合物	検出しないこと	厚生省令34号	全製品
2	ホルムアルデヒド	300ppm以下		全製品（屋外に設置される製品は本項目を適用しない）
3	ディルトリン DTTB	30ppm以下	厚生省令34号	全製品
4	APO TDBPP ビス(2・3-ジブチルホスフィン)ホスフェイト化合物	検出しないこと	厚生省令34号	全製品

参考:有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

以下に示す加工について、加工時の配慮事項に示す条件に適合すること。

加工の名称	加工時の配慮事項
蛍光増白加工	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう十分注意すること。乳幼児用製品には、できる限り加工を避けること。
難燃加工	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう配慮すること。
柔軟加工	
衛生加工	人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は、自粛すること。
製品漂白加工	製品漂白加工を企画する場合は、製品の安全性を確認した上で製品化すること。

参考：47 織局第 569 号通商産業省繊維雑貨局長  
48 生局第 289 号通商産業省生活産業局長  
63 生局第 226 号通商産業省生活産業局長

以下の①、②および③に示す染料を処方構成成分として添加していないこと。  
羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。

- ① 分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料  
(ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されるもの)

発癌性ランク (A 1)		
92-67-1	4-Aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-Naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
発癌性ランク (A 2)		
97-56-3	o-Aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-Chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-Diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-Cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-Toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-Diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline	
90-04-0	o-Anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-68-1	2,4-Xylidine	3(NTP,IARC)
87-62-7	2,6-Xylidine	2B(NTP,IARC)
60-09-3	4-Aminoazobenzene	C2(EU)

## ②発癌性染料









569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IAR C), Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120	C2,R3(EU) , Oeko-Tex
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	Oeko-Tex


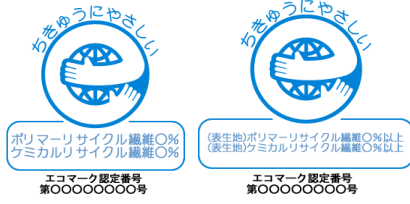


## ③皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505	ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 35		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 106		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 124		ETAD, Oeko-Tex
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ETAD, Oeko-Tex
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005	ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 37		ETAD, Oeko-Tex
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110	ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 102		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 76		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 39		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 49		Oeko-Tex

参考：国際がん研究機関(IARC)  
 米国国家毒性プログラム(NTP)  
 EU Directive 76/769/EC  
 EU Directive 2002/61/EC  
 染料および有機顔料製造会生化学毒物学協会(ETAD)  
 Oeko-Tex Standard 100

別表2 選択肢毎の環境情報表示

選択肢の種類	環境情報表示	表示
<p>4-1. (1)において a, b, c, d の 選択肢から a の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用繊維</li> <li>・製品全体の総質量割合 を選択したもの</li> </ul>	<p>(下段表示) 未利用繊維〇% または 未利用繊維〇%以上</p> <p>*〇は該当繊維の配合率を記載すること(整数値1桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当繊維の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。</p>	 <p>未利用繊維〇%</p> <p>エコマーク認定番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号</p>  <p>未利用繊維〇%以上</p> <p>エコマーク認定番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号</p>
<p>4-1. (1)において a, b, c, d の 選択肢から a の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・反毛繊維</li> <li>・製品全体の総質量割合 を選択したもの</li> </ul>	<p>(下段表示) 反毛繊維〇% または 反毛繊維〇%以上</p> <p>*〇は該当繊維の配合率を記載すること(整数値1桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当繊維の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。</p>	 <p>反毛繊維〇%</p> <p>エコマーク認定番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号</p>  <p>反毛繊維〇%以上</p> <p>エコマーク認定番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号</p>
<p>4-1. (1)において a, b, c, d の 選択肢から a の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリマーリサイクル繊維</li> <li>・製品全体の総質量割合 を選択したもの</li> </ul>	<p>(下段表示) ポリマーリサイクル繊維〇% または ポリマーリサイクル繊維〇%以上</p> <p>*〇は該当繊維の配合率を記載すること(整数値1桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当繊維の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。</p> <p>*素材名を具体的に記載する本表示例も使用可能です。</p> <p>(下段表示) 再生PET繊維〇% または 再生PET繊維〇%以上 (PET以外のポリマーリサイクル繊維はこれに準じる表示とする)</p>	 <p>ポリマーリサイクル繊維〇%</p> <p>エコマーク認定番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号</p>  <p>ポリマーリサイクル繊維〇%以上</p> <p>エコマーク認定番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号</p>  <p>再生PET繊維〇%</p> <p>エコマーク認定番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号</p>  <p>再生PET繊維〇%以上</p> <p>エコマーク認定番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号</p>

<p>4-1. (1)において a, b, c, d の 選択肢から a の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケミカルリサイクル繊維</li> <li>・製品全体の総質量割合 を選択したもの</li> </ul>	<p>(下段表示) ケミカルリサイクル繊維〇% または ケミカルリサイクル繊維〇%以上</p> <p>*〇は該当繊維の配合率を記載すること(整数値1桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当繊維の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。</p>	
<p>4-1. (1)において a, b, c, d の 選択肢から a の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリマーリサイクル繊維と ケミカルリサイクル繊維の複合</li> <li>・製品全体の総質量割合 を選択したもの</li> </ul>	<p>(下段表示) 一段目 ポリマーリサイクル繊維〇% 二段目 ケミカルリサイクル繊維〇% または 一段目 ポリマーリサイクル繊維〇%以上 二段目 ケミカルリサイクル繊維〇%以上</p> <p>*〇は該当繊維の配合率を記載すること(整数値1桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当繊維の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。 *再生PET繊維の用語を用いる場合は、前記の「再生PET繊維」の一段表示に準じ記載すること(PET以外のポリマーリサイクル繊維はこれに準じる表示とする)。</p>	
<p>4-1.(1)において a, b, c, d の選択肢 から a の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル繊維(その他)</li> <li>・製品全体の総質量割合 を選択したもの</li> </ul>	<p>(下段表示) リサイクル繊維〇% または リサイクル繊維〇%以上</p> <p>*〇は該当繊維の配合率を記載すること(整数値1桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当繊維の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。</p>	
<p>4-1. (1)において a, b, c, d の 選択肢から a の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル布 を選択したもの</li> </ul>	<p>(下段表示)  リサイクル布 100%</p>	

<p>4-1.(1)において a, b, c, d の選択肢から a の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃植物繊維</li> <li>・ 製品全体の総質量割合を選択したもの</li> </ul>	<p>(下段表示)  <b>廃植物繊維〇%</b>          または  <b>廃植物繊維〇%以上</b></p> <p>*〇は該当繊維の配合率を記載すること(整数値1桁目以下切り捨て)。          *同一商品区分内で該当繊維の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。</p>	
<p>4-1. (1)において a, b, c, d の選択肢から b の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無漂白</li> </ul> <p>を選択したもの</p>	<p>(下段表示)          無漂白</p>	
<p>4-1. (1)において a, b, c, d の選択肢から b の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過酸化水素漂白</li> </ul> <p>を選択したもの</p>	<p>(下段表示)          過酸化水素漂白</p>	
<p>4-1. (1)において a, b, c, d の選択肢から b の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オゾン漂白</li> </ul> <p>を選択したもの</p>	<p>(下段表示)          オゾン漂白</p>	
<p>4-1. (1)において a, b, c, d の選択肢から c の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有機栽培</li> </ul> <p>を選択したもの</p>	<p>(下段表示)          有機栽培</p>	
<p>4-1. (1)において a, b, c, d の選択肢から d の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用後回収・リサイクル</li> </ul> <p>を選択したもの</p>	<p>(下段表示)          使用後回収・リサイクルする△△</p> <p>*△△は製品を記載すること</p>	

## 別紙

## 引取・リサイクルに関する証明書類

「広域認定制度」の認定を受けているケースであれば、下記③～⑥は全て満足する。  
 廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、廃棄物処理法に従った方法で行い、下記③～⑥の証明が必要となる。

## ① 引取・リサイクルシステムの名称

## ② 引取・リサイクルの区分

マテリアルリサイクル／ケミカルリサイクル

## ③ 引取・リサイクルシステムの概要（引取・リサイクルシステム稼働実績にもとづくものとする）

- 1) 財源
- 2) 引取の担保

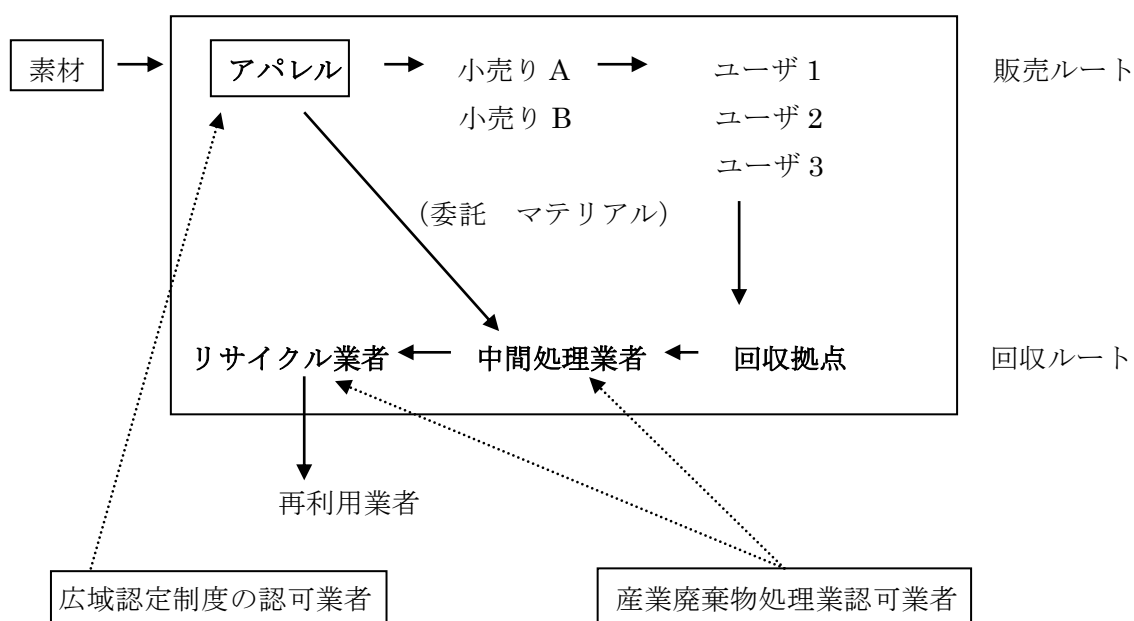
例：ユーザとの引取契約、製品への織ラベル縫付など

- 3) 引取・リサイクルシステムの稼働状況

例：引取・リサイクル対象製品・素材（天然繊維 100%、合繊混紡率など）、  
 引取・リサイクルシステム適用地域、  
 引取率（引取数／販売数）、リサイクル率（リサイクル数／引取数）、  
 製品当りのリサイクル率（リサイクル重量／製品重量）、  
 引取能力、リサイクル処理能力（〇〇 t／年）、  
 再商品化展開用途など

- 4) 引取・リサイクルシステム全体像と関係者の位置づけ

例：アパレルが広域認定制度を受けた場合のモデル



- ④ リサイクル処理事業者名称および廃棄物処理業許可の有無
  - 1) 自社工場内処理（申込者）
  - 2) 中間処理業者
  - 3) 最終処理業者などの関係者毎に事業者名称および廃棄物処理業許可などの証明書
  
- ⑤ リサイクル処理業者への引き渡し方法  
申込製品の排出形態（産業廃棄物、一般廃棄物、有価物など）および排出者からリサイクル処理事業者までの申込製品引き渡し方法に関する説明
  
- ⑥ 契約書の提出
  - 1) 産業廃棄物処分および収集運搬委託契約書の写し
  - 2) 業務委託契約書(申込者と引取・リサイクルシステム運用者間の業務委託) の写しなど